第三十五条に次の一項を加える。

２　連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務及び前項に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、保健事業等に資するため、第二十四条第二項各号に掲げる業務を行う。

第三十六条中「行う」の下に「同条第一項に規定する」を、「いう。」の下に「及び前条第二項に規定する業務（以下「連合会電子処方箋管理業務」という。）」を加える。

第三十七条第一項中「に関し」を「及び連合会電子処方箋管理業務に関し」に、「その業務」を「これらの業務」に改める。

第六章中第三十七条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第三十七条の二　連合会は、連合会電子処方箋管理業務の全部又は一部を支払基金その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第七章中第三十八条を第三十八条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（関係者の連携及び協力）

第三十八条　医療機関及び薬局その他の関係者は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務が円滑に実施されるよう、電磁的方法による処方箋の提供及び電磁的方法により提供された処方箋により調剤を実施する体制の整備に努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第七章中第三十九条の次に次の一条を加える。

（費用）

第三十九条の二　支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に要する費用は、政令で定めるところにより、医療保険者、後期高齢者医療広域連合その他法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものが負担する。

２　支払基金又は連合会は、第二十四条第二項の規定により支払基金が行う同項第五号に掲げる業務又は第三十五条第二項の規定により連合会が行う同号に掲げる業務を行う場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務を支払基金又は連合会に委託する薬局の開設者から、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

第四十条中「又は連合会連結情報提供業務」を「若しくは支払基金電子処方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子処方箋管理業務」に改める。

第四十三条第二号中「に係る業務上の余裕金を運用したとき」を「若しくは支払基金電子処方箋管理業務に係る業務上の余裕金を運用したとき」に改める。

附則第一条の三第二項中「並びに」とあるのは「」を「、同項第二号」とあるのは「並びに前条」を「、前条」に、「行う」を「行う同条第一項第二号」と、「並びに」とあるのは「並びに同条の規定により行う」に改める。

（医師法の一部改正）

第三条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「当つている者に対して処方せん」を「当たつている者に対して処方箋」に改め、同条ただし書中「当つている者が処方せん」を「当たつている者が処方箋」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第七号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条に次の一項を加える。

２　医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつている者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第三十三条の二第一号中「から第二十二条まで」を「、第二十一条、第二十二条第一項」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第四条　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「当つている者に対して処方せん」を「当たつている者に対して処方箋」に改め、同条ただし書中「当つている者が処方せん」を「当たつている者が処方箋」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次の一項を加える。

２　歯科医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつている者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第三十一条の二第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方税法及び租税特別措置法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二の二第一項」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第十八項

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条の三第一項

（薬剤師法の一部改正）

第五条　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条ただし書中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第二号中「第二十二条各号」を「第二十二条第一項各号」に、「第二十一条各号」を「第二十一条第一項各号」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第六条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百条第三項の表第三十三条の二第一号の項中「から第二十二条まで」を「、第二十一条、第二十二条第一項」に改める。

第百一条第二項の表第三十一条の二第一号の項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の三第一項」に、「第十四条の二の二第四項」を「第十四条の二の三第四項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎